

(3) 農地賃借料助成事業

認定新規就農者および第三者農業経営継承者が農用地を借りた際の年間賃借料の2分の1以内を助成する事業です。

事業内容	対象者	助成金の基準、期間	施行期日
農用地の賃借契約を締結する期間の賃借料に対する助成	新規参入および第三者継承	1 経営体当たり年間賃借料の2分の1以内を、経営（営農）開始から5年以内の期間につき、毎年助成	平成28年 4月1日

(4) 農用地等取得資金利子助成事業

認定新規就農者および第三者農業経営継承者が農用地など（トラクターなど機械も含む）を購入した際の借入額に対する金利の2分の1以内を助成する事業です。

事業内容	対象者	助成金の基準、期間	施行期日
農用地など（トラクターなど機械も含む）の取得により借入した国の制度資金および農協資金などに対する利子助成	新規参入および第三者継承	1 経営体当たり借入額5,000万円を限度に、金利2分の1以内を経営（営農）開始から5年以内の期間につき、毎年助成	平成28年 4月1日

(5) 住宅賃貸借等助成事業

認定新規就農者および第三者農業経営継承者が新築住宅建設、中古住宅購入、宅地購入、住宅を借りた場合のいずれかを行った際に助成をする事業です。

事業内容	対象者	助成金の基準、期間	施行期日
①新築住宅建設助成	新規参入および 第三者継承	1 経営体当たり建設時に1回のみ100㎡を限度に1㎡当たり1万円以内を助成	平成28年 4月1日
②中古住宅購入助成		1 経営体当たり購入時に1回のみ100㎡を限度に1㎡当たり5千円以内を助成	
③宅地購入助成		1 経営体当たり購入時に1回のみ100㎡を限度に1㎡当たり3千円以内を助成	
④住宅賃借料助成		1 経営体当たり月額15,000円を限度に賃借料の2分の1以内を5年間助成	

町として、国の支援制度を最大限に活用しながら、(2)～(5)までを合算した1経営体当たりの年間交付額の上限を200万円としています

■ 問合せ 農林商工課 (☎ 47-2116 役場2階窓口13番)

特
集

4月
から
本格
実施

新規
就農
者な
どへ
の支
援

訓子府の元気

農
業

農業に従事される方の確保と人材育成、持続的な本町農業の発展と地域の活性化をめざすため、新規就農者などに対する支援を町として初めて行うこととし、昨年12月議会で関連条例が可決されました。

ここでは、4月から本格実施される新規就農者などの支援に関する事業について紹介します。

農家後継を対象

(1) 就農祝金交付事業

本町に住所を有し、町内において農業を営む方の親族（2親等以内）で農業経営の担い手になるため、自営農業に150日以上従事した方に助成金が交付される事業です。

事業内容	対象者	助成金の基準、期間	施行期日
自営農業を始める方に150日以上従事するようになった時点（1年目）で、1回限り交付	農家後継	一人当たり20万円 ※二人以上の子が親元に従事する場合は、一人ずつ交付	平成28年 4月1日

新規参入・第三者継承を対象

(2) スタートアップ助成事業

本町に住所を有し、新たに農業を営もうとされる方（以下、認定新規就農者）や町内において2親等以内の親族ではない農業を営む方から農業経営を継承される方（以下、第三者農業経営継承者）が、経営を始めた際に支援する事業です。

事業内容	対象者	助成金の基準、期間	施行期日
①入植祝金	新規参入および 第三者継承	1 経営体当たり100万円 ※2年間にわたり、50万円を2回交付	平成27年 10月1日
②運転資金支援 ※経営を始めてから2年間交付		1 経営体当たり運転資金（経費見合）に応じて、月額5万円以内を交付	

〈スタートアップ助成事業を利用された方の声〉

・昨年10月に就農しました。就農時には多額の運転資金が必要となるので、経営が安定するまでの間、支援を受けることができ助かります。